

一般職の任期付職員の採用調査特別委員会の設置に関する決議

次のとおり一般職の任期付職員の採用調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 一般職の任期付職員の採用調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び宇陀市議会委員会条例第6条
- 3 目 的 (1) 前議員を参事(政策監)で一般職の任期付職員で採用した経緯を調査する。
(2) 当該者の専門的な知識経験の根拠を調査し、検証する。
- 4 委員の定数 7人
- 5 設置の期間 本特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が調査終了を議決するまで継続する。

以上決議する。

令和7年3月21日

宇陀市議会